

様式第2号（第9条関係）

会議録

会議の名称	令和7年度第1回ふじみ野市文化財保護審議会			
開催日時	令和7年6月26日（木） 開会時刻 午前10時00分 閉会時刻 午前12時00分			
開催場所	ふじみ野市役所本庁舎 A302会議室			
出席した者の氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	松尾鉄城	委員	三上栄一
	会長職務代理	佐藤啓子	委員	水口由紀子
	委員	久津間文隆		
	委員	酒井智晴	社会教育課長	木村裕之
	委員	鈴木 清	社会教育課副課長	鍋島直久
	委員	田中裕子	文化財保護係長	岡崎裕子
	委員	坪田幹男	資料館長	井上樹朗
	委員	原口雅樹	資料館専任主査	高崎直成
会議の議題	1 審議事項 （1）市指定文化財しだれ桜の修繕及び補助金申請について （2）文化財保存事業の補助金交付について （3）文化財保存活用地域計画について 2 報告事項 （1）年間事業計画について （2）博物館整備工事及び展示作成業務委託の契約内容について （3）福岡河岸記念館及び旧大井村役場について ・令和6年度の福岡河岸記念館離れ1階扉の修繕について ・福岡河岸記念館離れ1階縁側及び主屋2階雨戸戸袋のき損について ・旧大井村役場におけるシロアリの発生について 3 その他			
会議の公開又は非公開の別	公開			
会議の非公開の理由				
傍聴人の数	1人			
会議の内容	別紙のとおり			

会議資料		別添のとおり
事務局		教育部社会教育課
議事確定	確定年月日	令和7年9月1日
	記名押印 又は署名	役職名 会長 松尾 鉄城

発言者	発言の要旨
司会	あいさつ 定刻となったので「ふじみ野市文化財保護審議会」を開催する。 本日会議の傍聴者は1名である。「ふじみ野市審議会等の公開に関する規則第6条」に基づき、傍聴していただく。 本日欠席の委員はいない。 この後の議事進行については、松尾会長にお願いする。
会長	あいさつ 「ふじみ野市文化財保護審議会に関する規則」第9条の規定により、委員の出席が過半数であるので、審議会の成立を認める。 ただいまから、令和7年度第1回ふじみ野市文化財保護審議会を開会する。 本日の議事は、審議事項3件、報告事項3件である。審議時間の関係と事務局の都合により、議題の報告事項を先に議事を進め、その後で審議事項の議事としたいがよろしいか。
全員	了承
会長	事務局の方から報告事項の説明をお願いする。
資料館長	博物館整備工事および展示作成業務委託の契約内容、入札結果、落札業者について説明。 工事に係る地域住民対象説明会を6月29日（日）14時から実施。令和7年度末までの工事内容として、現地調査、屋上防水工事、内装工事、駐輪場新設工事等を行う。令和8年度は主に駐車場設置等の外構工事を予定。 展示作成業務委託の契約について、当初通常の競争入札を想定していたが、より魅力的な展示等ができるように検討を重ねた結果、技術力、業務実績等を総合的に評価した上で、契約相手を決めることができる公募型プロポーザル方式を採用することとした。 令和7年4月14日に実施要領等を公告したところ、2社が応募、5月23日にプレゼンテーション審査を行った。優先交渉権者として選定した事業者との契約については、地方自治法の規定で随意契約となった。建築および展示に関しては、7月より業者との交渉を行い進めている。スケジュール表で、7

	月初めから仮設工事を開始し、工期は 14 ヶ月の予定。令和 8 年度当初から展示作業行い、9 月の開館を予定。
会長	スケジュール表について、展示建築工事と展示作成業務委託の契約内容の報告があったが、何かご質問等があれば発言をお願いします。
久津間委員	展示作成業者名がわからなかったもので、もう一度お聞きしたい。
資料館長	展示作成業者は、大阪府に本社がある株式会社日展と東京都に本社がある大日本印刷株式会社の 2 社で構成される J V が委託先である。
会長	その 2 社で行うのか。大日本印刷はふじみ野市内にも会社があるが、地元の業者という解釈もあったりするジョイントベンチャーか。
資料館長	大日本印刷は映像関係に注力している事業部が東京にあり、そちらが契約先である。
会長	展示作業者が日展で映像関係が大日本印刷株式会社という最終解釈でよいか。それぞれ大きな会社であるが、最近の実績はどうか。
資料館長	令和 5 年度、足立区立郷土博物館常設展示部分改修業務委託を請け負っており、これは日展である。 その他に平成 29 年度、国立アイヌ民族博物館の新設工事を請け負っている。
会長	安心して任せられるところということで、先ほどご説明があったプロポーザル方式で決定したということによろしいか。
資料館長	その通りである。
三上委員	令和 7 年 2 月に開館記念展と書いてあるが、工事が終わるのが令和 8 年の 9 月頃と思うがどうか。

田中委員	同意見である。
会長	三上委員のご指摘は、提示資料に令和7年の2月に開館記念展と書いてあるということである。
事務局	資料館運営協議会でこの期日と、開館記念展の内容についてお諮りするということである。この表示は資料館運営協議会の方の議題であり、誤記である。
三上委員	開館記念展の予定はいつか。
事務局	開館記念展の予定は令和8年9月の予定である。
三上委員	了承。
会長	9月ということで、工事の進捗状況を見ながらであるが、開館式典を行うのか。
資料館長	式典は予定している。
会長	式典には文化財保護審議会委員は出席するか。
資料館長	出席を依頼する予定である
課長	出席をお願いしたい。
会長	まだ先のこととはいえ、早めに9月何日頃だとかお知らせしていただけると、委員の皆様も予定していただけると思うので配慮をお願いする。
課長	決まり次第、なるべく早く皆様にお知らせして、ご出席をお願いしたいと考えている。よろしくをお願いしたい。
会長	他にいかがか。
坪田委員	大井郷土資料館のスケジュールを見ると、展示の準備期間が令和8年の5月から8月いっぱいまでとある。正味4ヶ月で展示というのは、例えば資料だけではなくてパネルだとか、そういう準備も当然あるかと思う。ここでいう展示はこの4ヶ

	月のスパンで十分かどうか。私としては非常に忙しくてこれではちょっと厳しいと思うが、4ヶ月で展示の準備が可能なかどうか、9月頭には開館という予定なので、非常に厳しいと思うがいかがか。
会長	今の件についていかがか。
事務局	こちらの4ヶ月間というのは、展示業者が既にその前に作成した模型、解説パネル、映像、そういうものを設置する期間である。令和7年7月に業務を開始するので、そちらの方で1年間かけて作り上げたものを、内装工事が終わった新しい博物館の館内に持ち込んで設置していくという期間が4か月である。合わせてこの期間に、上福岡歴史民俗資料館と、旧大井商工会館に保管している大井郷土資料館の資料も、新博物館に搬入収蔵という期間である。
三上委員	事前に作成した物を並べるだけか。
事務局	映像機器の設置であるとか、そういう展示台の中での造作を含めて4カ月である。
会長	今の件で、上福岡歴史民俗資料館のスケジュール覧の移転のため休館と、大井郷土資料館の展示とある。上福岡歴史民俗資料館から矢印が大井郷土資料館に動いている図式にも見える。 旧大井村役場に展示・事業開催というのがある。大井郷土資料館と上福岡歴史民俗資料館の資料の移転、段取りについて、補足説明していただきたい。
事務局	スケジュールの表の表記については、現在は大井郷土資料館の資料移転について、令和8年8月末に休館とし、中の資料については、令和8年4月以降に、新博物館に搬入する。以降は大井郷土資料館ではなくなるということである。上福岡歴史民俗資料館も同じように令和8年3月いっぱい、新博物館へ移転のために休館ということにさせていただいた。 なお展示については、旧大井村役場で、新しい博物館ができてからも引き続き展示するので。矢印が令和9年頃まで続いているというスケジュールである。

会長	坪田委員からの開館に間に合うかという意見について、上福岡歴史民俗資料館の資料も新博物館の展示に加わる。そうなると足かけ4ヶ月ぐらいで十分なのか。 展示構想と現物資料、そしてパネルその他を含めて可能か。展示業者、事務局も可能であると、スケジュールも納得しているということでしょうか。
事務局	展示作業の方は展示事業者が工事を進め、移転作業の方は事務局の方で進めて、同時並行で行う。
会長	了解した。それで予備期間はとっているか。展示してすぐ開館という感じになっているが、実質中身は予備期間を作って、例えば9月オープンとすると7月下旬か8月頭で終わらせる予定か。 実際、予備期間で何かずれた場合でも、調整してとにかく展示を間に合わせるというスケジュールなのか。坪田委員からのご指摘があったが、移動して展示するということで、予備期間を後に2週間取るとか、3週間以上取るとか、そういう中でやるのか。1秒単位で動いているようだが、その辺はどうか。
事務局	展示委託の業務自体は、8月末の契約であるので、その前に検査がある。検査は8月上旬から中旬の予定なので、その2週間から3週間が予備期間にあたる。
会長	坪田委員いかがか。
坪田委員	大変である。
会長	本当に大変な作業である。 原口委員など内容をよくご存知の方に、場合によって展示のことなどで立ち合いをお願いするような計画はあるか。展示のところで、委員さんの中で立ち会ってもらいたいとか、そういうようなことは想定しているか。
事務局	特に原口委員には、前の移転もお願いしたので、またお願いすることもある。
会長	文化財保護審議会委員とも連携しながら、開かれた運営が

	できたらよい。
三上委員	資料館の資料も、いろいろ移動しているので、結構早くできるのではないかな。
原口委員	過日、市内のコレクターの方が所有している資料について資料確認に立会ってほしいと連絡があり立ち会った。その時に、『図説大井の歴史』にも掲載している鶴ヶ舞遺跡出土の蔵骨器と、それ以外に『川越松山縦覧図誌』という史料で、この地域のことを扱う大変貴重な資料をお預かりした。以前、資料館勤務していた時に、図録に掲載したという経緯のある資料である。そういうものを、実際例えばこういうような表示に反映していくのかの例示が必要ではないか。資料館で寄贈を受けたという話は伺っていない。まだ寄託というような状況だと思うので。 少し厳しい言い方かもしれないが、寄贈で資料館のものになれば使用が自由になるが、寄託というものは権利が資料館側にはない。例えば所有者に相続が発生して、資料を返却して欲しいとなった時に、その資料を展示していれば、返却により展示に穴が開いてしまうという心配が出てくる。今お話ししていることは、今後のスケジュールでどちらかというハードの側面だが、それと表裏一体の関係で、ソフトとしてはそういう資料をどのように扱っていくかということである。特に歴史民俗資料館時代は、基本的に資料の収集の方法として、寄贈とか寄託ということで十分対応できたと思うが、今後博物館となった時に、もう一つの資料の収集方法、いわゆる購入というようなものも視野に入れておく必要が出てくる。そうするとソフト面の整備をどうするか、当然事務局の方で考える必要がある。それが実際展示の方に返ってくるという点から、全く考えなくてもいいということではない。 寄贈だと特に全国的に民俗資料の扱いということで、収蔵スペース等をどうするかという問題が出ている。それ以外の資料、例えば典籍とか、それほどスペースは取らないが、手に入れるとなるとそれなりに金銭的負担を伴うということが出てきた時にどうするか。私には資料館でそういう経験がないので、例えば、松尾会長ほか委員の方々、また身内の方などで、実際そういう資料を購入するシステムをご存知の方に相談して、受け皿を作っておくことも同時進行で準備をしていた方が、より良い展示に生かせる。スケジュール等につい

会長	ては、微力ながらお手伝いをさせていただくが、自分でわからないことは、ご存じの方に意見を伺って対応を取った方が良い。 なぜそんなことを言うかということ、そのコレクターの方に軸物を見せていただいた。その中に1点、尾形月光の軸物があった。月光は、福岡河岸記念館で星野仙造ととても関係が深かった画家である。今はもう忘れられた画家だが、それこそ永井荷風の江戸芸術論なんかに名前が出てくる明治期にはとても名が知れた有名な画家である。そういった資料を持っておられるので、例えばそうしたコレクションということ等も話していく必要がある。 今日、明日決めるということではないが、そういうことを視野に入れて、博物館資料の充実を図っていくことは大事なことである。 ありがとうございます。大事なことだと思う。開館準備に全エネルギーを注いで、開館後のことがおろそかになる。 私も以前川越市の教育長から、オープン後の先を見通して、収蔵計画、収集計画はそういったことも含めて準備するように言われたことを思い出した。そういう点を事務局は考えていると思うが、よろしくお願いします。 続いて、立ち会い云々という中の一つ、三福学校の展示計画がもう一つの目玉である。鈴木委員に建築学的に、部分的なものとは言え、見定めていただくことが大事である。 私の経験だが、川越市立博物館を造った時に、蔵造りの展示で足場を組むところで、そこに全部縄をかけて、現物と同じように作った。展示設計でいろいろ業者と一緒に作ったが、後で全部やり直しになった。展示業者と我々若い学芸員では限界があった。当時、棟梁の大頭がまだ存命だった。それで、大頭が来られて、川越の縄はこれと違うとなり、全部やり直しになった経緯がある。 そういうところで地元の方の声は、特に地域博物館作りでは大事である。それによって地元に信頼される博物館になると思う。そういう面でも、これまで文化財保護審議会でも審議して大きな決断を出したわけで、それをどのように展示に反映するかということを、一緒に考えていく事を委員の皆さんにお願いします。 三上委員 以前、博物館を開館されていた方が市内にある。この
-----------	--

	地域の貴重な資料もたくさん持っておられるようである。その点について資料館でも、個人情報の問題もあると思うが確認してみてはどうか。貴重な資料が外国に売買という事例もある。
会長	そういう事例をいくつか最近も、テレビのニュースでもあった。また、外国から無事に戻ったっていう話もあるが、今のご意見について、事務局はどう考えているか。
課長	原口委員よりご意見があったが、資料収集の関係では、寄贈が主となっている。はっきり申し上げると、現段階では資料の購入費は、予算上は持っていない。ただ、今後については松尾会長がおっしゃった通り博物館になるので、そういったことも少なくとも検討は必要と考えている。また、購入となると、基準とか場合によっては購入する資料を選定するための組織的なものも含めて、考える必要がある。それについては、検討の前段階ぐらいの感じで、当然ながらその財源の話となるので、私どもだけでは決められない。今後、いろんな機会を通じて財源の関係は考える。
会長	山梨県の美術館で絵画を購入した時に、なぜ必要なのか、基準を作って検討し、どのように地域や見学者に貢献するために購入するのかを決めた。購入計画基準というものを作り、そういう部分も、今後、博物館となった時に資料を収集する際に、裏付けとして調査もしなくてはいけないので、このこともご検討いただきたい。海外に流出しないようにするためにも、一応意識としては検討するという事で、今はよろしいか。
三上委員	了承。
会長	そういう資料の購入計画が必要ということで、関連して取り上げたが他にいかがか。
水口委員	スケジュールを見て感じたことだが、一つは完成してすぐ資料を搬入するスケジュールである。最近は新しく作ったいろんな展示ケースや壁紙から様々な化学物質が出ることが問題になっている。どんな資料を展示するかにもよるが、そう

	いう環境測定とか、業者の方にきちんと委託していたほうが良い。 それと博物館に様々な資料が移動して入ってくるので、カビが発生したりしていると、他の資料に移ったりするので資料のクリーニングなども必要ではないか。裏方の見えないところをもう少し考慮する必要がある。
会長	大事なことで、それぞれ移動する際、展示前のクリーニング、燻蒸。そして今、壁紙の問題などがあったが、発生する化学物質の問題について、それについても十分考慮していると思うが、念のために再度確認していただきたい。
事務局	業者との打ち合わせの中で再度確認する。
会長	計測、点検して記録が残る形でやるとよい。 私達も昔アルカリ濃度がどのくらい減っていったか、記録に残るようにしていた。例えば資料等を他から借りる場合に、県指定や国指定であったりすると、それが展示できるケースなのかということを裏付けるための資料になる。ただ実施するのではなく、記録を残していただいた方がよい。
久津間委員	プレオープンみたいな形を考えているか。 今までと違い、電気をつければすぐ利用できるわけではなく、映像やいろんなソフト面もあるので、開館して市民が入ってきた時に、職員の方も入館者に応じた説明や対応がある。オープニングセレモニーとは別に、子供たちや親子が来たりするために対応できる日程が必要ではないか。
課長	久津間委員からご提案があった件。私どもの所管で上福岡図書館が2月1日にリニューアルオープンした。その少し前に関係者の方をお呼びする期間と、近くの地域住民の方のみを招待する期間を持って、プレオープンの時間を設けさせていただいた。今回については、行程的に間に合えば、その期間を当然ながら持たせた方が、我々も安心でそうさせていただきたい思いは非常にある。そのような期間は、行程的にかなり厳しいかと思うが、ご提案のことを本当に我々もやりたいと思っている。
酒井委員	本格オープンから少し間をおいて、例えば9月がプレオープ

	ンで、10 月から完全グランドオープンとかそういうのでもいいのかと思う。
久津間委員	9 月 1 日でなくても、9 月何日かで多少余裕を持たせた形で、実際にオープンするとか。
課長	9 月何日と特定していないのはそういった意味である。9 月中にはオープンということで、例えば 9 月 15 日が正式オープンだとしたら、9 月のそこまではプレオープンもしくは試運転的なオープンがいいのかなという考えもある。基本的にはなるべく早めに正式オープン、その前にプレオープンできればと考える。
会長	細かなところまで配慮しながら準備しているということである。他によろしいか。 それでは次の（3）の福岡河岸記念館及び旧大井村役場の報告事項について願います。
資料館長	（3）福岡河岸記念館及び旧大井村役場について報告する。 1 つ目、福岡河岸記念館の令和 6 年度に福田屋離れ 1 階扉周辺が毀損した修繕について報告。 令和 6 年 2 月 15 日の大風で毀損した福田屋離れ 1 階の扉修繕について、令和 6 年 2 月 19 日付で毀損届を教育委員会へ提出。修繕方法について、令和 6 年 3 月 1 日に文化財保護審議会鈴木委員が現地調査を実施、修繕方法のご意見をいただいた。 修繕方法について、1 点目。蝶番が取り付けであった箇所は腐食、損傷が進んでおり、同じ箇所に取り付けるのは困難であるため、別の場所に蝶番を施工。 2 点目。扉そのものは思ったより破損しておらず部材が揃っているので使用する。 3 点目。四隅を L 字型金具で固定、ホゾは再作成せず接着剤（既製）で接着、腐食によりネジが利かなくなっているため、むりにネジで止めない。 4 点目。蝶番などの金具は古色仕上げが必要であるとのこと指導があり、その後、修理届を令和 6 年 3 月 27 日提出。令和 6 年 7 月 9 日に修繕完了。 2 つ目、福岡河岸記念館の建具床板等毀損について報告する。

	1 点目。3 階建て離れの 1 階右側縁側の床板損傷。降雨により木部の表面が水分を含み、部分的に腐れが生じてきた。ささくれたトゲ状の木片が来館者に刺さると懸念されるため、カーペットを敷き対処しているが、ぐらつきが見られるため、部分的な改修が必要。 2 点目は、母屋 2 階の雨戸の戸袋の損傷である。
会長	この資料しかないので、どのページのことについてか、お話ししながら報告願いたい。
資料館長	福岡河岸記念館の離れは資料 6-1 の①と 6-2 である。 最初に報告したのは資料 6-1 の①。縁側に向かって右側の扉が毀損し修繕したものである。2 枚目の写真も同じ個所で修理後である。 離れ縁側の床板の状況については資料 6-2。現状だとこの上の右側の写真のように板が痛んでいる。部分的に一枚の板の左隅の方が特に割れて、来館者が歩くとトゲとかで怪我をする恐れがあるため、真ん中の写真のように白いカーペットを敷いて周りを留めてある。 次に、福岡河岸記念館の母屋の 2 階戸袋の報告である。この写真は 6-2 の下である。 こちらは、戸袋の板を押さえる部材が一部破損しているため、部材の交換と釘の打ち直しによる修繕を予定している。 いずれの箇所についても先ほど申し上げた通り文化材保護審議会の鈴木委員にご協力いただき、現地調査を実施して、修繕方法をお聞きし、具体的な修繕の業者は市が契約している包括管理業者による修繕を実施予定している。 次に、旧大井村役場で令和 7 年 5 月 3 日にシロアリが大量発生し、現場を確認し消毒の業者に相談したところ、床に点検孔を設けないと状況が確認できないということで、至急床に点検孔を取り付けた。確認した結果、消毒して駆除を行い、今後の予防措置も取った方がいいということになり、早急に実施したいと考えている。 別件であるが、上福岡歴史民俗資料館も令和 8 年 3 月以降は移転の作業が本格化するので、休館とさせていただきたいと考えている。
会長	福岡河岸記念館及び旧大井村役場庁舎について事務局より説明があったが、何か質問等あるか。鈴木委員から何かある

鈴木委員	か。 気が付いた事であるが、旧大井村役場にシロアリが発生したとのことで、せっかく床下通気口を作ったのだから、これは板を貼るのではなく、人が乗っても壊れないような格子にして空気を流通させた方が良くと思う。 やはりヤマトシロアリの場合は湿気をすごく好むので、空気が流通してないところで発生することが多い。 写真を見ると基礎の方向には通気口がある。ここにその空気の出口を作ってあげれば、空気が流通してシロアリが発生しにくくなる。今からでも遅くないので、点検口を格子状のものに変える。人が乗っても壊れないような格子状、大きさはブロック1枚分ぐらいの大きさでいいので、付けた方がいいと思う。
会長	図面並びに写真から点検口、空気が入るのは1箇所だけか。
鈴木委員	基礎の方からは、床下通気口をとっているみたいである。右上の写真を見ると、ここから入ってきた空気が出る場所がないと湿気とともに滞ってしまうので、その空気の出口を作れば、流通してシロアリが発生しにくくなる。したがって、その出口を下の写真の真ん中にある、新規に設置した床下点検口の一部分を格子状にすると空気が出る。 よく土蔵なんかでも、空気の逃げ場所を作ると、床下にシロアリが発生しにくくなる。せっかく造ったなら、そういうした方がよい。
会長	その辺、事務局ご検討いただけるか。あるいはこれからでも可能ではないかという、鈴木委員より専門家の立場からのお話があった。
資料館長	ご意見ありがとうございました。 まだ報告していないが、点検口をもう一つ付けなければいけないと業者から言われているので、そちらの方は通気性を確保するようにしたい。
鈴木委員	ヤマトシロアリという種類のシロアリは、湿気を好む。イエシロアリは、乾いたところの木でも食べに行く。ヤマトシロアリは湿気を好むので、空気が停滞して、水気のあるところ

	ろである程度の温度があると発生しやすくなると言われている。そのため、空気の流通を確保するのは大事な要素なので、その業者さんもそれを気にして、もう1個作った方がよいということである。もう1個作るよりも、今あるものを格子に変えるということも大事である。
会長	鈴木委員のご助言を取り入れていただければと思う。よろしくお願いします。
田中委員	資料の作り方で、この状況がいつの写真なのか、それを入れておいた方がよい。撮影日を入れておかないと、後で見た時にいったいいつの状況なのか不明確になる。
会長	ご意見ありがとうございます。特になければ、(2)(3)の報告を終えさせていただき、審議事項の方に移らせていただきたい。
課長	資料館につきましては、この後は説明がないので、資料館関係者についてはここで退席させていただく。
会長	ありがとうございます。大変ですが、よろしくお願いします。 5分ほど休憩とし、11時6分から再開する。 〈休憩〉 皆さんお揃いなので、再開する。 次に審議事項説明の前に、報告事項を先に終わらせ、それから審議事項とさせていただきたい。 報告事項(1)年間事業計画について、事務局からお願いします。
事務局	資料4について、今年度の文化財保護係の年間事業計画について、説明。 文化財保護事業は昨年度より増額になっている。主に今年度市制20周年記念事業があり、文化財の方で、御墳印状・御墳印帖の作成というのがある。御朱印状の古墳バージョンが各地にあり、権現山古墳群でも作成する。 また、令和4年度から実施している、やさしい日本語でめぐ

	いになっている。ただし、埼玉県の方から県立の特別支援学校になることが発表された。令和 11 年度になるということ、これから埼玉県の方で改修工事等を行うということである。 東台小学校の文化財展示室については、まだそのままの状態に残っている。文化財展示室の他に一部文化財関係の資料もあるが、新博物館開館に合わせて、移動を予定している。 東台小学校の文化財展示室についてのご質問であるが、今のところ少し時間的な余裕がある関係で、方向性まで定まっていな。今後、方向性について早急に決めたいとは思っている。
会長	一般市民に公開されてないということか。
課長	今のところは、東台小学校の文化財展示室に一般の方が立ち入りはできないことになっている。
会長	東台小学校の文化財展示室は現状のままになっていて、公開する予定もない。例えば、期間限定で公開とかの予定もないということか。
課長	今後の予定としては今のところない。
事務局	先月 5 月 25 日、やさしい日本語まちさんぽツアー事業を行い、東台小学校周辺を歩いた。その時に東台小学校の中で体験学習をした時に、文化財展示室を見学した。日本人と外国人合わせて、約 40 名のツアーで展示室を見学し、説明を行ったという経緯はある。そういった活用もできる。
会長	東台小学校がなくなったらどうなるのか伺いたい。建物が特別支援学校、例えば埼玉県立の川越の特別支援学校のように、初等部、中等部、高等部を持つ特別支援学校なのか、初等部、中等部だけなのか、高等部だけなのか。そういう構想はまだ決まっていな。
課長	新聞記事によると、不確かであるが高等部までであるという内容を記憶している。
会長	改修工事をするということになると思うが、校舎は 4 階建てであ

	る。どういう障害を持つ児童生徒たちがそこで学ぶのかによって、エレベーターの問題も出てくると思う。 文化財を子供たちの学習の場として、展示施設をうまく活用する方法がないのか。また、私達が懸念している収蔵庫の問題である。そういったことを併用することが、複合施設として検討していただく事はいかがか。よその地域でいろいろ行っていることを参考にできないものか。
三上委員	毎朝 6 時に散歩しているが、養護学校のバスが 2 台通る。新所沢駅と東所沢駅行きである。近くにそういう学校ができると、地域の人にとっても使えるようになるのか。
会長	ふじみ野市にとって、特別支援学校ができることは非常によいことだと思う。そういう児童生徒たちとの交流の場も増えるし、また文化財保護の観点から、保存活用という両面で、何か複合施設としてアイディアが出ないものか、その辺のところを、今後可能性があれば、働きかけていただきたい。
課長	最近では学校が開校することは少なく、統廃合、併合になるというようなことが多いと聞く。文化財等の保管施設についても、保管資料も多いため、統廃合・併合になった学校施設の活用法として、文化財の保管施設としている自治体の情報も聞いている。そういったことで、松尾会長からのご提案だと思う。 現在、特別支援学校の開校に向けて埼玉県と市の話し合いが始まったばかりで、前回初めての会議に私も出席したところである。そこで、今後の進め方等についても、打ち合わせをしている。 これから市の要望を取りまとめ、埼玉県に伝えていくので、少し文化財の方で活用できないかというような意見を、出させていただきたいと考えている。松尾会長のご意見を受け、そういう方向で進めたい。
会長	大型バスの送迎関係等含めて、いろんな問題があろうかと思うが、ご意見等前向きに、文化財保護行政の発展とからみ合わせながら、取り組んでいただけたらありがたい。
田中委員	年間事業計画の文化財保護事業で、令和 6 年度の成果の中

	に、ふじみ野市の新資料館大規模改修工事についてと入っているが、今年度中にそれがないのは、何か意図があるのか。 今年度はもっと進んでいくわけで、計画についても意見があったが、オープンに向けて進んで行くのに、令和7年度に記述がないのは何か意味があるのか。
課長	意図は特になく、付け加えた方が適切と考える。ご意見をいただいた内容とする方向で検討する。
田中委員	博物館開館に向けて具体的に動いていくので、令和7年度にも入れておいた方がよいと思う。 あと、令和6年度に意見聴取の間違いだと思う。
会長	ご指摘ありがとうございます。そういうことなども事務局にご指摘いただきたい。 それでは引き続いて、審議事項に入りたい。 審議事項 1、市指定文化財しだれ桜の修繕および補助金申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	地蔵院のしだれ桜は、樹齢約400年前後と想定されている。これを管理する地蔵院から、資料 1 にある通り樹勢回復のため、資料 1-1 から 3 について文化財保存事業補助金申請書類が提出された。 しだれ桜の枝の一部に菌糸類が発生している。また、近年の夏場の高温で、地面の温度が上がり、樹木全体に悪影響を与えて枯れる心配があり、これを早急に対応したいと申し入れがあった。そのため樹勢回復に関する工事と修繕を実施するという事で、文化財保存事業補助金の申請について、審議をお願いしたい。工事、修繕の内容について、資料 1-3 に記した通り、まず根の周りに現在黒色の玉砂利が敷いてある。これが夏場の太陽の熱を吸って地温が上昇してしまう原因の一つになっていると樹木医から指摘されており、撤去する。次に、水圧式土壌灌注という水で薄めた栄養剤を土壌に浸透させる工事を行う。最後に敷き藁で土壌の乾燥を防ぐ。 事業に要する総予算は、605,000 円で、これに対して 1/2 の 302,500 円を補助することについて、ご意見ををお願いします。
会長	この件について何かご意見等をお願いします。

三上委員	これで樹勢の衰えが止まらなかったら、最後は根継のような手段となるか。
事務局	その先までは聞いてない。
三上委員	樹木医にお聞きしてはどうか。
事務局	了承。
会長	樹木に関わる文化財という天然記念物になる。黒い砂利で地温が上昇するのは、専門家であれば分かっていたのではないか。また、藁を敷くということだが、台風等で飛んでしまうではないか、メンテナンスはどうするのか。
事務局	黒玉砂利の件について、地蔵院からお話をうかがった。しだれ桜の開花時期になると、多くの方が見学に来られて写真撮影されるということで、良かれと思って地蔵院が 10 数年前から周囲を綺麗にしたということである。造園屋さん云々ということではないようなお話である。 敷き藁について、どのように設置するか詳しい方法まではお伺いしていない。確認させていただくが、一応、水分の蒸発を防ぐような形だと聞いている。そこは造園屋さんでしっかりとした対応していただく。
久津間委員	しだれ桜の際に柵があり、その外側に砂利を敷いているが、見学に来た人はこの柵のところまで行けたか。その外側の砂利を全部撤去してということなので、柵をもっと広い範囲にして、根元まで近づけないようにすればよい。山梨県北斗市の有名な神代桜は、近くに寄れない。かなり離れたところから見るような形にしないと、根本を踏み固めてしまうことがある。しだれ桜なので、そんなに近くに寄って見なくてもよい。
三上委員	確かに少し近い。
久津間委員	しばらくの間は玉砂利を剥ぐと、乾燥するかもしれないが、だんだん馴染んでくれば、苔等が生えたりする。
事務局	玉砂利の手前にもう 1 つ柵があり、玉砂利の上までは人が入

	れない形になっている。
会長	しだれ桜があって、その周りに玉砂利を敷いているのか。
事務局	周り全てではなく、樹木本体から少し離れた本堂側の部分に黒玉砂利を敷いている。その部分で地温、地面の温度が上がってしまうと、下に根が張っているので、樹木に影響が出るという説明を受けている。
田中委員	菌糸類が発生とあるが、対応策はないようだが大丈夫か。
事務局	樹木医にお伺いしたところ、この菌糸類が悪影響を与えてどうにかなるというタイプのキノコではない。樹勢が回復すれば治るという話で、一応これに関しては今、急に対応する必要はないと言っていた。
田中委員	了承。
会長	ありがとうございました。他にいかがか。数少ない天然記念物の指定文化財で、大事にしていきたい地元の人たちの自慢でもある。また、ふじみ野市の旧大井町地域だが、川越の福原地区の人で菩提寺が地藏院という、そういう方たちもいる。そういう意味でも、近隣地区の人たちも関心持っている。ぜひ大切にしていただければと思う。 2 番目の、文化財補助事業の補助金交付の方に移りたい。事務局から説明をお願いします。
事務局	続いて文化財保存事業の補助金交付についてご説明する。 こちらは資料 2 で、毎年行っているものになるが、今年度は 4 月 21 日から 5 月 23 日に補助金交付の募集をしたところ、資料 2 の表の通り今回は市指定無形民俗文化財の保持団体 4 団体と文化財保護団体 1 団体から申請があった。内容については、資料 2-1 から 2-5 に申請書の写しを添付した。 前年度は福岡中央一丁目囃子連からも申請があったが、今年度の申請はない。今年度については、5 団体に補助金交付を考えており、審議をお願いします。
会長	事務局からご説明あった資料 2 について、おはやしの市指定無形民俗文化財の保持団体 4 団体と文化財保護団体 1 団体から

	交付申請が出され、同額 31,500 円が出ている。そして文化財保護団体の織部塚（一本松）等景観保存会から 20,000 円で申請が出ている。 文化財保護法が改正されて、指定未指定に関わらず伝承継承といったところで、文化財の保護活動団体についても、これまで審議してきた。 申請の内容も、各団体で項目等について、収入や支出で少し差異はあるが、基本的な収支になっている。これについて何かご意見をお願いしたい。
坪田委員	特に内容について異論ないが、亀久保はやし保存会の指定年月日が、平成 27 年 2 月 16 日と入っているが、私が在職していた時に、指定されていたと思うので、平成 27 年ということはないのではないか。
課長	こちらについては、再度確認させていただき必要であれば修正させていただく。ご審議の程お願いする。
会長	ありがとうございます。指定年月日等、事務局の方で再度確認をした上で、対応していただき、申請団体に対して補助金を交付することについては、了承ということによろしいか。
全員	了承。
会長	それでは、3 番目の、文化財保存活用地域計画について、事務局から説明をお願いする。
事務局	資料 3 のふじみ野市文化財保存活用地域計画についてご説明する。 今日、ご審議いただきたいのは資料 3-2 と 3-4 である。資料 3-2 はスケジュールと役割分担についてである。 これまでも、ふじみ野市文化財保存活用地域計画についてご説明してきたが、スケジュールについて詳しくご説明する。今年度は、本日と 11 月から 12 月に 1 回、3 月に 1 回の計 3 回、文化財保護審議会でご審議いただきたいと考えている。令和 8 年度も同様に 3 回の文化財保護審議会でご審議いただきたい。 令和元年に、ふじみ野市文化財資料収集基準というのを作

成した。収集基準を作成するにあたって、文化財保護審議会全体で審議すると、細かなところまで検討することが難しいということで、文化財保護審議会委員 10 人の皆さんの中で、小委員会を作り、その中で収集基準についてご検討いただいた経緯がある。今回のふじみ野市文化財保存活用地域計画についても、文化財保護審議会の中で、小委員会というものを作っていただき、ご検討いただいたものを、最終的に文化財保護審議会で審議していただきたいと考えている。

資料 3-2 に令和 7 年度・8 年度のスケジュール、右側の留意事項欄に、文化財保護審議会、小委員会、社会教育課の役割と内容を記している。欄外の■印は作業部会となっているが、小委員会に修正願いたい。

令和 7 年度・8 年度に策定を進め、実施期間として令和 9 年度から 18 年度の 10 年間を予定している。

資料 3-3 は、今年度の事業計画の中でもお話した、文化財保存活用地域計画の策定業務委託の内容である。仕様書と明記しているが、業務委託することの項目だけお示ししている。

令和 7 年度は、広く市民・住民の方に意識調査の実施と、市民対象のワークショップを業務委託で進めたい。また、会議の支援ということで、会議資料の作成とか、会議録の作成、も業務委託に含まれる。この後お話しする素案の作成というのをやるが、素案の中に盛り込んでいく写真とか図版の作成も業務委託を考えている。

令和 8 年度は素案作成、印刷製本がメインとなる。業務委託予算については、令和 7 年度 2,156,000 円で令和 8 年度についても予算計上の予定である。

資料 3-4 をご覧いただきたい。事務局の方で考えている素案の内容、目次項目である。こちらについては、この後、小委員会を作っていただき、その中でそれぞれご検討をいただきたいと考えている。

本日、素案のたたき台ということで、ご覧いただいて、ご意見等を頂戴できればと考えている。

素案の目次構成については、文化庁が示している文化財保存活用地域計画の内容に沿ったもので考えている。あとは、県内の他市町村で既に文化財保存活用地域計画を策定しているところがあるので、参考にしながら進めて行きたい。

今日見ていただいて、急にご意見をいただくのは難しいと思う。資料 3-2 文化財保存活用地域計画策定のための文化財

会長	保護審議会の小委員会について、この後ご審議いただければと考えている。 外部有識者アドバイザー等については、今までの地域計画の概要でもお話していたところである。より具体的な内容として、4 外部有識者・アドバイザーについてと 5 庁内関係各課に示した。以上である。 ありがとうございました。 今回初めてではなく、今までの文化財保護審議委員会でも、文化財保存活用地域計画作成作業における方向性や考え方は示されていたが、改めて具体的に策定していくというのが出され、その素案、章立ての案が出されている中で、小委員会のメンバーをどうするか。 資料 3-2、令和 7 年度に小委員会 3 回、令和 8 年度の 2 年目になるが、やはり小委員会が 4 回の計画案が示されている。 前回の文化財保存に関する、ふじみ野市文化財資料収集基準を作る時に委員会を作ったが、事務局一任ということもあるが、既往の把握調査とふじみ野市今回これに関してはこの場で決定していただくのでどうか。 前例もあり、内容的にもこういうことを多くあるということは承知していらっしゃる。そういう意味で、この素案のところも、第 3 章文化財に関する既往の把握調査とふじみ野市文化財資料収集基準、第 3 章 1 と 2 に分かれている。そういったところに分野が分かれ、大中小項目に分かれている。そして第 5 章文化財の保存・活用に関する課題・方針で、これまでの文化財の保存・活用に関する課題。こういったことなども各委員が関心を持っているところがあり、またご意見を沢山いただけたと思う。 そういうことで大体方向性ということであるならば、第 7 章もこれまでの資料収集基準関連することである。同時に今回の博物館の展示構想に関わってくる事かと感じる。 そういう意味で、小委員会について、事務局で案があれば出していただきたい。小委員会も来月から入っていくわけで、また審議委員会を開いて、それを決めるという時間もない。皆さんの信頼関係もあるので、ここで決めていただくのでいかがか。
職務代理	それぞれの専門分野があるので、それで皆さんに担当していただくのがいいと思う。

会長	事務局の方で小委員会について案があれば出していただきたい。
事務局	松尾会長から小委員会形式で進めてということで、各委員さんのご了承も得られたというところで、事務局案を説明する。 前回、文化財資料収集基準を作成した時の小委員会としては、専門分野ごとに分けた。今回も各委員の専門分野に分けて、小委員会を作って進めていきたい。その中で、一つ案としては松尾会長にはどこの専門分野というところではなく、全体を見ていただきたい。 各委員さんについては、前回は参考に、考古資料・考古の分野については、坪田委員と水口委員にお願いしたい。 民俗関係の資料等については、原口委員と田中委員にお願いしたい。 歴史資料、古文書関係については、佐藤委員と酒井委員にお願いしたい。 建築分野、建造物関係等については鈴木委員、自然科学の分野等については久津間委員、地域史・博物館・図書館・公民館等の施設も含めて三上委員にご指導ご協力いただきたいと考えている。 考古・民俗・歴史資料については委員さんが各2人いる。建築・建造物、自然科学と地域史等の関係については、各1人の委員となっているので、そこには松尾会長の方にもご参加いただき、ご指導等いただくような形で進めていただいてはいいかがか。
三上委員	私も体調を崩しているので、その辺はご了承願いたい。
事務局	先ほど文化財保護審議会の本会議の他に、小委員会として集まっていただくようなお話をした。しかし、個別に各委員さんに資料等をお送りして見ていただき、小委員会で集まっていたり、ご意見をいただいたりするような進め方を考えている。 三上委員の体調の件もあろうかと思うが、ご説明したような対応も考えているので、宜しくお願いしたい。
三上委員	そうした対応もしていただけるわけですね。

会長	事務局からご提案ありましたのは、皆さんのそれぞれの分野の話なので、別に異論がなかろうかと勝手に解釈しているが、お力添えご協力いただけたらありがたい。 よろしくどうぞお願いします。 これに関して、文化財保存活用地域計画が作成されているのは、現時点で文化庁の認定を受けたのは埼玉県 63 市町村のうち 9 自治体である。 今年、入間東部地区文化財保護連絡協議会（ふじみ野市、富士見市、三芳町の文化財担当関係者）の会議に出席した時に質問してみたが、富士見市、三芳町では全く考えてない。ふじみ野市だけで、富士見市も三芳町もそういう構想もないということで、市町村ごとのバランス、足並みが揃ってないと感じた。 この近くでは所沢市、川越市、飯能市、東松山市等が取り組んでいる。積極的に策定して作っているところから、作成されたものを取り寄せることは可能である。川越市などはインターネットで見られる。
事務局	既に冊子等になっているところ、インターネットで公開されているところもある。冊子になっている自治体で、送っていただいているところもある。
会長	そういうものを、各小委員会のメンバーに参考までに、事務局の方で、こんなまとめ方しているというふうに見せていただけるとありがたい。昨年末、全国で 120 から 130 ぐらいしか策定されていない。 その内容も市独自で止まっているところや、文化庁の指導を受けて策定しているところもある。地方公共団体の独自性というのも、そういう方向性が出ているだけに、柔軟性を持ってやっているのかと思う。文化庁が京都に移転したことをきっかけにいろいろと動きがあり、今までの文化財保護行政の感覚とはちょっと違った動きなのかと思うが、各委員さんご理解の上、お力添えいただければと思う。 資料 3-3 のところの確認だが、事業計画書の印刷・製本 300 部とあるが、300 部作らなくてはいけいないのか。作成した場合に、この配布先はどういう計画なのか。活用の仕方、その辺をご検討していただければと思う。 資料 3 のところに外部有識者、アドバイザーリスト、それか

	ら庁内関係各課とあり、そういったところにどの程度まで配布するのか。ある自治体では策定した地域計画を配布しない所もあると聞く。地域計画を策定したことは広報等で知らせるが、関心のある方はインターネットで見て下さいという事で、そんな所もあると聞いた。いろいろだと思った。 ふじみ野市では実施期間を 10 年計画でやるだけに、10 年が絵に描いた餅になるのではないかという心配もあるが、途中見直しもあるという条件で進めるのか。また外部有識者アドバイザーとの連携や、私達がこれをまとめるにあたって、アドバイザーの人たちの声を聴かなくて良いのかと考える。合同の打ち合わせを行った上で最終的にまとめていくのか。 文化庁で始めた文化財保存活用地域計画構想は、文化財保担当部局だけで作成するのが趣旨ではない。そういうところをご検討いただけたらありがたい。 これについて要望等あったらお願いしたい。
久津間委員	ペーパーレスでいいと思う。私達も一冊ずつもらっても困る。
課長	皆様のご意見聞きながら印刷・製本部数は決めていきたい。データで良いという方には、そういった配布方法を検討させていただく。
三上委員	大井町史は何冊ぐらい印刷したのか。
職務代理	昔は沢山作った。沢山作るのが流行っていた。これは地域計画だから、あまり作らず、配布しなくても良い。
坪田委員	大井町史は 1,000 部ほど作った。
久津間委員	町史や市史の作成、配布とは異なる。
会長	関係者から伺ったのだが、内容がよくわからない。もう一つは、計画を策定するならきちんと説明を聞きたいと、説明もなしに配られたということであった。
職務代理	実施計画期間が 10 年だからいろいろ大変である。
課長	飯能市では策定後に説明会を行ったというような自治体も

	あると聞いている。
会長	そうしないと広がらない。趣旨は広く国民に知らせて皆でやりましょうということで、無形・有形文化財、指定・未指定にかかわらず、皆さん持っているもの（文化財）を大事にしましょうと、それを地域の活性化に、教育に活かそうという趣旨である。学問書ではない。その辺のところをご理解していただき、アドバイザーリストに出てくる方々等といかに一緒になって話し合えるが大事である。
課長	今日いただいたいろいろなご意見も取り入れて進めていきたい。資料3についてもまだ確定ではないので、皆さんの声を入れて、内容を充実させていきたい。
事務局	今の部数の件について、文化庁では300部を推奨している。しかし、今日お配りした埋蔵文化財報告書も、ふじみ野市ではDVD150枚、紙の冊子150部を作成し、配布先に紙冊子が良いか電子データの記録媒体が良いかお聞きして、選んでいただいている。インターネットでも、ふじみ野市ホームページ等から文化財の報告書等をご覧いただける。委員さんご意見のようにデータで見ていただいても全然問題ない。
会長	これからいろいろ大変だが、いただいたご意見を参考にして進めていただきたい。2年計画で策定し、そこから10年の実施計画期間である。先を見通して、財政難の中、少しでも無駄の無いように、市民に向けた文化財のより良い啓発活動に活用していただきたい。それでは他になれば、以上で終了させていただく。閉会については、佐藤職務代理にお願いする。
職務代理	ただいまをもって令和7年度第1回文化財保護審議会会議を終了する。皆様ご協力ありがとうございました。